

入札公告の形式の変更について

平成23年7月1日以降公告分から、建設工事及び建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札にかかる入札公告の記載方法を次のとおり変更しますのでお知らせします。

- 1 条件付き一般競争入札のすべての入札公告を、「表形式」による記載とします。
- 2 電子入札方式について、各入札案件ごとに、共通入札公告と個別入札公告の2つの部分に分けて記載します。

※「持参方式・簡易型」については従来より共通入札公告と個別入札公告を分けて記載していますが、平成23年7月1日以降公告分より、電子入札方式についてもこの記載方法とします。

※「事後審査・持参方式」については、従来どおり1つの入札公告として記載します(共通入札公告・個別入札公告の区分はありません。表形式への変更は行います)。

共通入札公告※	各入札方式に共通の事項について記載します。 例：入札参加に必要な資格（各入札方式に共通のもの）や入札方法、落札者の決定方法など。
個別入札公告	主に、個々の入札案件ごとに異なる事項について記載します。 例：入札参加に必要な資格（各案件ごとに設定するもの）や入札書提出期間、落札予定日など。

※共通入札公告には次の種類があります。

<建設工事>

共通入札公告（持参方式・簡易型）	持参方式・簡易型の入札に共通する事項を記載した入札公告です。（従前からありますが、表形式に変更します。）
共通入札公告（電子入札方式・最低価格落札方式）	事後審査・電子入札方式で、最低価格落札方式の入札（総合評価方式でない通常の入札）に共通する事項を記載した入札公告です。
共通入札公告（電子入札方式・総合評価方式・単体企業）	事後審査・電子入札方式で、単体企業の参加のみを認める、総合評価方式の入札に共通する事項を記載した入札公告です。
共通入札公告（電子入札方式・総合評価方式・単体企業及び特定建設工事共同企業体）	事後審査・電子入札方式で、単体企業及び特定建設工事共同企業体の参加を認める、総合評価方式の入札に共通する事項を記載した入札公告です。

<建設工事に係る委託業務>

共通入札公告(事後審査・電子入札方式)	事後審査・電子入札方式に共通する事項を記載した入札公告です。
---------------------	--------------------------------

電子入札方式の共通入札公告及び個別入札公告例を、電子入札システムのホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>) のページ左に表示されるメニューの運用基準/様式/要領に掲載します(7月1日掲載予定)。
また、その他の方式の共通入札公告及び個別入札公告例を、技術調査課ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>) のメインメニュー「5. 入札契約」→「公共工事等入札・契約情報」→「入札関係様式集」に掲載します(7月1日掲載予定)。

**入札公告のイメージ（次ページ以降）
（電子入札方式・最低価格落札方式の場合）**



※イメージをお伝えするためのサンプルですので実際の公告とは異なる場合があります。

個別入札公告(電子入札方式・最低価格落札方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 仁坂吉伸

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	延長〇〇メートル 幅員〇〇メートル 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
工期	〇〇日間
予定価格	〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
最低制限価格	設定有り・事後公表
施工形態	単体企業
本工事は、電子入札の対象工事である。	
支払条件	前払金 有
	中間前払金 有
	部分払 有
契約の保証	要
議会の議決	不要

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
対象業種	和歌山県の発注する建設工事の右の業種の土木工事業 入札参加資格を有する者であること。
格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクが〇ランクである(入札参加可能ランク欄に〇のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に〇が含まれていれば該当する。)こと。	
〇〇振興局建設部に主たる営業所を有する者であること。	

入札参加手続等	
技術資料作成要領は、入札情報システムに掲載する。	
設計図書等は、入札情報システムに掲載する。	
設計図書等に対する質問及び回答	
受付期間	〇〇年 月 日()から〇〇年 月 日()までの〇日間
受付方法	実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所	〇〇市〇〇〇 〇〇〇振興局建設部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通) ファクシミリ番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 e-mail 〇〇〇〇@pref.wakayama.lg.jp
回答予定日	〇〇年 月 日()
回答の閲覧方法	入札情報システムに掲載する。

入札等	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日()時 分から〇〇年 月 日()時 分まで
入札書等の提出について	
入札書は、工事費内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。また入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。	
開札日において、実施要領第11条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。	

開札等に関する事項	
開札日時及び開札予定時刻	〇〇年 月 日() 時 分
開札状況の公表日及び公表予定時刻	〇〇年 月 日() 時 分
落札予定日	〇〇年 月 日()
入札結果の公表	落札決定の翌日
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者(共同企業体の場合は構成員を含む。)が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	

共通入札公告（電子入札方式・最低価格落札方式）

和歌山県が公告する建設工事に係る条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式。ただし総合評価方式によるものを除く。）による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
運用基準第4項に定める利用者登録を行った者であること。

入札参加手続等
本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。
現場説明会は、行わない。

入札等
入札書等の提出について
入札書等は、電子入札システムにより提出すること。
入札書等は、入札書受付票が電子入札システムから発行されたことをもって提出されたものとする。
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

審査に関する事項等
入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術資料により行う。
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

落札者の決定方法
予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。

留意事項

工事費内訳書及び入札担当者連絡票の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。

電子入札システムにより提出する書類は、運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用及びファイル形式により保存すること。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県公共工事等入札情報システム(<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>)をいう。

「電子入札システム」とは、和歌山県公共工事等電子入札システム(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>)をいう。

「休日」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日をいう。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。

「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。

「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成19年6月1日制定)をいう。